住民異動が集中する3月下

15

後期高齢者医療制度

詳しくは市民課2470・

0·7732 7722、保険年金課**3**47

曜臨時窓口を開設します。 和し、併せて市民の皆さんへ りです。 りが丘、滝山の各連絡所は開 み開設します。上の原、ひば 後4時です。なお、本庁舎の で取り扱う事務は、下表の通 設しませんので、ご注意くだ と4月7日に市民課・保険年 便宜を図る目的で、3月31日 旬~4月上旬の窓口混雑を緩 金課(市役所1階) 市民課、保険年金課の二課 受付時間は、午前9時~午 にて、日

市役所本庁舎で

日曜臨時窓口を開設します

3月31日と4月7日の日曜日

日曜臨時窓口での取り扱い事務

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課 (市役所 1 階)	 ◎住民異動届けの受け付け=転入、転居、転出、世帯変更など ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け=平日に来庁できない方は、この機会に夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細については市民課へ問い合わせてください。 ◎各種証明書の発行=住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本など ◎住居表示の申請受け付け 	 ◎住民基本台帳カードの即日交付 ◎転入転出手続の特例、住民票の広域交付 ◎電子証明書の発行および更新の申請 ◎臨時運行許可(仮ナンバーの貸与) ◎戸籍異動が伴う住民異動届けなど、他市町村への照会を必要とするもの
保険年金課 (市役所 1 階)	◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け◎高額療養費の支給申請など各種申請書の受け付け◎後期高齢者医療制度の手続きに関する届け◎国民年金第1号被保険者の資格取得などの届け	◎日本年金機構、東京都後期高齢者医療広域連合および他市町村への照会を必要とするもの

 $_{4}^{7}$

(市役所6階・☎470・7

ご協力ください

市税などの納付に

▽新課の名称=行政管理課

▽事務内容=行財政改革の

4月から年金天引きが始まる方へ 保険料が年金天引きされている方 保険料の仮徴収を行います

通知書兼納入通知書」を送付

4月上旬に、「仮徴収額決定

します。4月・6月・8月は、

「仮徴収期間」として算定し

月に市民税・都民税の所得内 料の「仮徴収期間」です ◎4月・6月・8月は保険 険料が特別徴収されます。 は、年6回の年金支給月に保 年金からの天引きで納める方 年間の保険料額は、毎年7 後期高齢者医療保険料を、 として、同年2月と同額の保 で納めた保険料との差額を、 7月に年間保険料額が決定し 険料を、4月・6月・8月の そのため、年間保険料額が決 10月・12月・翌年2月の3回 た後は、既に「仮徴収期間」 3回で納めていただきます。 定するまでは「仮徴収期間」

歳の誕生日を迎えた方や転入 した方のうち、4月から新た に保険料が年金から天引き た保険料を納めていただきま (特別徴収) される方 【対象】24年10月までに、75

納付方法の変更が可能です ◎年金天引きから口座振替へ

容を基に算定し、決定します。

で納めていただきます。

保険料の納付方法は、年金 8 4 6 ^.

から中止になります。 6月の年金天引き (特別徴収) 詳しくは同係四470・7 3月中に手続きをした場合

は、次の3

つの要件を

満たす額の

438.0224

引きが始まる方へ ◎4月から保険料の年金天

ます。 付が原則となっていますが、 徴収)に変更することができ 天引き(特別徴収)による納 申し出により口座振替(普通

で手続きをしてください。 課高齢者医療係 (市役所1階) として既に口座振替を登録し 険者証を持参の上(普通徴収 け出印③後期高齢者医療被保 番号が分かるもの②口座の届 ている方は③のみ)、保険年金 変更を希望する方は①口座 ます。 融資金額

年金受給者が受けら

れる融資があります

なりますが、指定できる金 た返済額(1万円単位)に

額は1回の年金受給額の2

独立行政法人福祉医療機構 から、年金の受給権を担保 められてい 金を担保に融資ができる唯 けられます。同機構は、年 に生活資金などの融資が受 の機関として、法律で認 年金を受給している方は 分の1以下となります。 融資を希望する場合は、

構代理店」の表示がある銀 高い利率で融資を行う悪質 ください。なお、年金受給 申し込みの手続きを行って で、ご注意ください。 者の年金証書などを預かり、 行や信用金庫などの店舗で な貸金業者も存在しますの 独立行政法人福祉医療機 詳しくは同機構☎3

②受給している年金額(年 円~250万円以内の金額 済額の15倍以内 額)以内③1回当たりの返 範囲内となります。 ①10万

返済額は、1回の年金受

とすることはもとより、さま **給額のうち、本人が指定し**

りやすく、利用しやすい組織

0.7729

便局) でお納めください 機関・ゆうちょ銀行 期限です。最寄りの金融

郵

詳しくは納税課金47

となど

市では、

今後も市民に分か

算組織の総合調整に関するで の推進に関すること。 電子計 の推進に関すること。情報化 推進に関すること。行政評価

民健康保険税第9期の納

3 月 25 日

月 は、

3 気 相

外部委託の拡大などにより、 直しという視点から、事務の

討を続けます。

0.7702

詳しくは企画調整課 47

業務の合理化による課の見

ざまな課題に柔軟かつ横断的

に対応する組織を目指し、

検

課行財政改革担当課長が所管 情報システム課と、企画調整 その役割が変化してきていた

してきた業務を統合します。



4月1日 (月)

から

組織の一部が変わります

《直接会場へどうぞ》

《色技艺	四/加	``	J~C //								
相	談名	í	†	目影	日	時	相	談	員	会	場
知的障:	害者相	目談	10日(水) 午	前10時	~正午	知的障	害者	相談員	市役所	f1階
身体障	害者相	目談	12日(2	金)午	前10時	~正午	身体障	害者	相談員	相談	炎室
心身障 相	害者(午後5時 477・2711	さい: センタ			さいわ セン	
職業	相	談	開庁日 午前9	の 時~	午後 5	時	ハロラ	ーワ鷹職		市役所ワークコ	
住宅増	改築札	目談	11日(午前10		午後4	時	市住宅埠 事業登録			市役所 屋内で	
消費:	者 相	談	平日の ※電記	午前	10時〜 も可 否	午後4時 473・4505	消費生	三活札	目談員	生活文 (市役所	

《訪問します》

//	י נפונים	7 & 9	' //			
妊	婦	訪	問	訪問希望の方は健康課保健	助産師・保健師	ブ白字
赤	ちゃ	ん訪	問	サービス係 呑 477・0022	切座師	し、日七

※東京都でも、「交通事故相談」☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当 日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください

(《事前に電話でご予約を》																
	相	談	名	ı	相	談	日	時	相	談	員	予約	開始	日・	定員など	会	場
法	徝	‡	相	談	3日· 17日·		曜白	"れも水 午前10 ら		弁護士	:	3月28日 4月11日			-		
登	Ī	5	相	談	3日((水) ′	F後 1	時から	豆	法書	士:	3月29日	(金)	•5人			
表	示	登言	记 相	談	3日((水) ′	F後 1	時から	土地	家屋調	査士	3月29日	(金)	•5人			
税	矛	务	相	談	10日((水) 生	F後 1	時から	1	党理士	:	4月5日	(金)	・5人	午前8時半 から電話で	 市1	设所
人	権身	争の	上相	談	17日((水) 生	F後 1	時から	人権	擁護	委員	4月12日	(金)	・4 人			階次字
不	動	産	相	談	17日((水) 生	F後 1	時から	宅地建	物取引	主任者	4月12日	(金)	・5 人	☎ 470·7738	114 E	談室
交	通	事 #	枚 相	談	24日 ((水) 生	F後 1	時から	5	弁護士	:	4月18日	(木)	・5人			
相後	続・ 見き	遺言 §手	i·成 続相	年談	10日((水) ²	F前1()時から	行	政書	士:	4月4日	(木)	・4人			
			・雇用 理等相		24日((水) 生	F前10)時から	社会	保険労	務士	4月18日	(木)	・4人			
経	営	学	相	談	平日の 午前1			• •		商工 営指導		前日まで 471・757		久留米	₹市商工会☎		留米市 三会館
女相	性の	つ悩	みご	と談	1日· 15日·		日午	れも月曜 後1時半 時半	カウ	女性 /ンセ	ラー	3月18日 4月3日	., .,		午前9時か ら電話で男 女平等推進		平等進
女る			士に 相		午後	0 時		時半~		生弁語	-	3月22日	(金)	・3人	センター ☎ 472·0061	セン	ター
耐	扂	Ē	相	談	12日 (午後:	金) 2 時~	~5時	Ê		久留 設計		前日まで 建築設計			務局・桑原 6・1515		新 1 階 ひろば
教	育	相	談	室	火 土 曜 日 金 曜	<u> </u> ~	午後	10時~ 5時 話相談	教	育相認	 炎員	中央相談 (成美教 滝山相談 (西中学	育文(室 吞 /	化会館	内教育センタ	¥ —)	
母	Ŧ	7	相	談	開庁日	3			母子	自立支	援員	子育て支	援課?	5 470	· 7736		

◆東久留米市の行政相談···篠宮松美氏(南町、☎465·1839)▽岡部佳子氏(幸町、☎474·0379)▽内田國夫氏(弥生、☎462·7265)